

入札予定価格事後公表に関する事務取扱試行要領

制定 平成25年3月18日

施行 平成27年4月1日

(趣旨)

第1条 この要領は、山武郡市広域水道企業団が発注する建設工事の競争入札において、入札予定価格の事前公表に関する事務取扱要領(平成21年4月1日施行。以下「事前公表取扱要領」という。)第2条の規定にかかわらず、予定価格の入札執行後の公表(以下「事後公表」という。)を試行することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(事後公表の対象)

第2条 事後公表の対象は、事前公表取扱要領第2条に規定する建設工事のうち、設計金額が5千万円以上の建設工事を対象とする。

(事後公表の周知)

第3条 前条の規定により予定価格を事後公表とする建設工事については、入札公告又は指名通知書に予定価格を事後公表とする旨を記載し、周知するものとする。

(事後公表の方法)

第4条 予定価格の事後公表は、入札・契約情報の公表に関する事務取扱要領第6条第1項第3号の規定にかかわらず、同項第2号に規定する方法により行うものとする。

(入札)

第5条 事後公表とした入札の執行については、企業団入札約款及び企業団郵便入札約款によるものとする。

(補則)

第6条 この要領に定めるもののほか、事後公表に関し必要な事項は、企業長が別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。